

財務省告示第三百九十五号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十九年十月十七日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十九年十一月二十六日

財務大臣

額賀

福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	額面金額の買入
利付国庫債	第九回	十億円	九十八円七銭
五年（変動・十年）	第二十回	四十億円	九十七円五十
"	"	三十七億円	九十七円五十
"	第三十七回	二十億円	九十五円六十
"	"	三十億円	九十五円六十
"	"	百二十億円	九十五円六十
"	"	百十五億円	九十五円六十
"	"	二十億円	九十五円六十
"	"	五十億円	八十九円六十
"	"	二十億円	七十九円六十
"	"	九十億円	九十九円六十

合	"	"	"	"
計	回第 四 十 五	回第 四 十 四	"	"
六 百 二 億 円	百 三 億 円	三 億 円	二 十 九 億 円	五 億 円
	五 九 銭 十 九 円 六 十	百 円 十 銭	四 九 銭 十 五 円 七 十	銭 九 十 五 円 七 十